

### 組合規約の一部改訂の件

ナブテスコグループ健康保険組合の規約を一部変更しましたので、公告します。

記

業務手続き上、組合会を適切な常例開催月に変更するため、組合規約の一部を変更する。

以上

#### 規約 新旧条文対照表

新	旧
第1条～第15条 略	第1条～第15条 略
第16条 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。	第16条 通常組合会は、毎年2月及び6月に招集することを常例とする。
第17条～第66条 略	第17条～第66条 略

附 則

この規約は、令和7年2月25日より実施する。

以上